



# 長野県報

3月31日(木)  
平成23年  
(2011年)  
号外

## 目次

### 規則

長野県組織規則の一部を改正する規則(行政改革課)	1
事務処理規則の一部を改正する規則(行政改革課)	5
長野県母子家庭児童の身元保証に関する条例施行規則の一部を改正する規則(こども・家庭課)	7
県営住宅等の管理に関する規則の一部を改正する規則(住宅課)	7
期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則(人事委員会事務局)	7

### 訓令

長野県組織規則に定める本庁内部部局又は現地機関における兼務に関する規程の一部改正(人事課)	8
財務規則第2条に定める所の出納員の任免の一部改正(人事課)	8
長野県文書規程の一部改正(情報公開・私学課)	9
組織規則の規定に基づく係の設置に関する規程の一部改正(行政改革課)	9
教育長の権限に属する事務処理規程の一部改正(教育総務課)	10

## 規則

長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成23年3月31日

長野県知事 阿部 守一

### 長野県規則第15号

#### 長野県組織規則の一部を改正する規則

長野県組織規則(昭和44年長野県規則第16号)の一部を次のように改正する。

目次中「第4条の10」を「第4条の12」に、「第27条の2」を「第27条」に、「第27条の3」を「第27条の2」に、「諒訪湖健康学園」を「松本あさひ学園」に、「知的障害者総合援護施設」を「障害者支援施設」に改める。

第3条第2号中「生活文化課」を「生活文化課 県民協働・NPO課 次世代サポート課」に改め、同条第3号中「広報課」を「広報県民課」に改め、同条第5号中「環境政策課」を「環境政策課 温暖化対策課」に改める。

第4条中「政策評価課」の次に「、県民協働・NPO課、次世代サポート課」を加える。

第4条の7中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同条に次の2項を加える。

2 交通政策課に、新幹線鉄道に係る並行在来線対策に関する事務をつかさどらせるため、並行在来線対策室を付置する。

3 並行在来線対策室に、その事務を分掌させるため、別に定める係を置く。

第4条の9中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第4条の10第1項第4号を削り、同項第5号中「、交通安全運動推進本部、青少年対策本部及び青少年問題協議会」を「及び交通安全運動推進本部」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号を同項第5号とし、同条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第2章第1節第1款第2目の2中同条の次に次の2条を加える。

(県民協働・NPO課)

第4条の11 県民協働・NPO課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 県民及び民間団体との協働の推進に関すること。
- (2) NPO活動の推進に関すること。
- (3) 特定非営利活動法人に関すること。

(次世代サポート課)

第4条の12 次世代サポート課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 子ども・若者の育成及び支援に関する施策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 青少年の育成及び保護に関すること。
- (3) 子ども・若者育成支援推進本部及び青少年問題協議会の庶務に関すること。

第8条第11号を削る。

第10条(見出しを含む。)中「広報課」を「広報県民課」に改める。

第12条第5号中「自衛官」の次に「及び自衛官候補生」を加える。第13条第2項を次のように改める。

2 行政改革課に、地方分権推進室を付置し、次の各号に掲げる事務をつかさどらせる。

- (1) 地方分権の推進に関すること。
- (2) 県税及び市町村税に係る課税業務の共同化に関すること。

第13条第3項及び第4項を削る。

第14条第4号中「平成二十二年度における子ども手当の支給に関

する法律」を「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律」に改める。

第17条第8号中「知的障害者総合援護施設」を「障害者支援施設」に改める。

第18条第7号中「諏訪湖健康学園」を「松本あさひ学園」に改める。

第27条の2を削る。

第27条の3第4号中「地球環境問題」を「環境影響評価」に改め、同条第5号を削り、同条第6号中「除く。」の次に「及び環境影響評価技術委員会」を加え、同号を同条第5号とし、同条中第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第2章第1節第1款第4目中同条を第27条の2とし、同条の次に次の1条を加える。

(温暖化対策課)

第27条の3 温暖化対策課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 地球温暖化対策に係る企画、連絡調整及び推進に関すること。
- (2) 省エネルギー及び新エネルギーに関すること。

第27条の6中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を削る。

第28条第5号中「商業の振興」を「産業誘致の推進」に改め、同条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

第28条の2中第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、第5号を第2号とし、同号の次に次の3号を加える。

(3) 産官連携の推進に関すること。

(4) 創業及び新産業の創出支援に関すること。

(5) 商業の振興に関すること。

第28条の2中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号を第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

(6) 流通近代化に関すること。

第30条の4第1号中「こと」の次に「(国際観光推進室の業務を除く。次号において同じ。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 観光振興課に、国際観光の振興及び宣伝に関する事務をつかさどらせるため、国際観光推進室を付置する。

第30条の5第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 多文化共生社会づくりの推進に関する施策の企画及び連絡調整に関すること。

第40条中第10号から第12号までを削り、第13号を第10号とし、同条に次の1項を加える。

2 信州の木振興課に、県産材利用推進室を付置し、次の各号に掲げる事務をつかさどらせる。

(1) 木材産業の振興に関すること。

(2) 県産材の供給体制の整備に関すること。

(3) 県産材の需要拡大に関すること。

第51条に次の1号を加える。

(3) 現地機関が行う營繕工事の円滑化に関すること。

第56条第1項第17号中「長野県諏訪湖健康学園」を「長野県松本あさひ学園」に改める。

第77条第3項第6号中「自衛官」の次に「及び自衛官候補生」を加え、同項第15号中「ボランティア活動及び」を削る。

第2章第2節第19款の款名を次のように改める。

第19款 松本あさひ学園（情緒障害児短期治療施設）

第102条中「長野県諏訪湖健康学園」を「長野県松本あさひ学園」

に改める。

第103条中「長野県諏訪湖健康学園」を「長野県松本あさひ学園」に、「諏訪市」を「松本市」に改める。

第107条を次のように改める。

第107条 削除

第110条第4項第1号中「医療」を「医療（麻酔を除く。）」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 麻酔に関すること。

第110条第8項の表中

薬剤検査科	第4項第2号の事項
」を	
麻酔科	第4項第2号の事項
薬剤検査科	第4項第3号の事項

「第4項第3号」を「第4項第4号」に改める。

第2章第2節第21款の2の款名を次のように改める。

第21款の2 西駒郷（障害者支援施設）

第111条中「を入所させて社会生活に適応するために必要な指導及び訓練を行い、又は職業に従事させ、並びに知的障害者の医学的、心理的及び職能的判定並びに指導を行う」を「がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な介護、訓練その他の便宜を供与する」に改める。

第133条第1項中「及び学生部」を削り、同条第2項に次の4号を加える。

(7) 学生の厚生及び補導に関すること。

(8) 学生の課外活動の相談及び助言に関すること。

(9) 寄宿舎及び入居者に関すること。

(10) 学生の就職あつせんに関すること。

第133条第3項を削り、同条第4項中「及び学生部」を削り、同項の表を次のように改める。

名 称	分 掌 事 務
総務課	前項第1号及び教務・学生課の所管に属さない事項
教務・学生課	前項第2号から第10号までの事項

第133条第4項を同条第3項とする。

第149条第6項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号及び第5号を削り、同条第7項に次の3号を加える。

(4) 地球温暖化対策の調査研究に関すること。

(5) ヒートアイランド現象の調査研究に関すること。

(6) 社会経済システム及びエネルギー消費の調査研究に関するこ

第187条の5の表中長野県野菜花き試験場北信支場の項を削る。

第187条の6第1項中「環境部及び畑作育種部を置き、長野県野菜花き試験場北信支場に、育種部」を「育種部、環境部、畑作部」に改め、同条第7項を削り、同条第6項中「畑作育種部」を「畑作部」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 育種部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 野菜、花き及び特用作物の品種改良の試験研究に関するこ

と。

(2) 野菜、花き及び特用作物の原種苗の生産に関すること。

別表第32の2の長野県青少年問題協議会の項中

「生活文化課」	を	「次世代サポート課」	に改め、同2の長
---------	---	------------	----------

野県環境影響評価技術委員会の項中 「自然保護課」を

「環境政策課」	に改める。
---------	-------

別表第33の健康福祉部の項中

「健康福祉参事」	部の重要事項の統括掌理及び部長の職務遂行の補佐	を
----------	-------------------------	---

「医療政策監」	保健、医療及び公衆衛生に関する業務の統括掌理並びに当該業務に係る職員の指揮監督	に改
「健康福祉参事」	部の重要事項の統括掌理及び部長の職務遂行の補佐	

め、同表の建設部の項中「第13条第3号」を「第12条第3号」に改め、同表の生活文化課の項を次のように改める。

「生活文化課」	学芸員	博物館法（昭和26年法律第285号）第4条第4項に規定する職務
---------	-----	---------------------------------

別表第33の交通事故相談所の項の次に次のように加える。

「次世代サポート課」	青少年指導主事	青少年対策に関する専門的指導
------------	---------	----------------

別表第33の管財課の項中

「運転技師長」	自動車の運転業務	を
「副運転技師長」		
「衛視長」	監視及び警備	
「副衛視長」		
「衛視」		
「電気技師」	電気機械技術業務	

「電気技師」	電気機械技術業務	に、
--------	----------	----

「通信技師長」	通信に関する技術業務	を
「副通信技師長」		
「通信技師」		

「通信技師」	通信に関する技術業務	に、
--------	------------	----

「エネルギー使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に改め、同表の健康福祉政策課の項中

「医療医監」	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な地域医療の推進に関する業務
「医監」	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な医療業務

を

「医監」	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な医療業務
------	--------------------------

に改

め、同表の医療推進課の項中

「保健師」	保健指導業務
-------	--------

を

「医療医監」	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な地域医療の推進に関する業務
「保健師」	保健指導業務

に改

め、同表の健康長寿課の項中

「薬剤師」	薬事衛生業務
-------	--------

を

「歯科保健推進医監」	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な歯科保健業務
「薬剤師」	薬事衛生業務

に、

「栄養指導員」	健康増進法（平成14年法律第103号）第18条第1項に規定する職務（同項第1号及び第3号に掲げる職務については、栄養指導に係るものに限る。）
---------	--

を

「栄養指導員」	健康増進法（平成14年法律第103号）第18条第1項に規定する職務（同項第1号及び第3号に掲げる職務については、栄養指導に係るものに限る。）
「発達障害者支援員」	発達障害者の支援に関する専門的事務

に、

同表のこども・家庭課の項中

「保健師」	保健指導業務
-------	--------

を

「こども安全推進医監」	子どもの安全確保対策に関する専門的事務の総括掌理
「保健師」	保健指導業務

に改

め、同表の産業政策課の項の次に次のように加える。

「国際観光推進室」	教育旅行推進員	海外からの教育旅行の誘致に関する職務
-----------	---------	--------------------

別表第33の会計課の項中「準用する」を「準用する同規則」に改める。

別表第36の現地機関の項中

運転技師	自動車の運転業務
通信技師	通信に関する技術業務

を  
」

運転技師	自動車の運転業務
------	----------

に改  
」

め、同表の波田学院の項中

管理栄養士	栄養指導業務
-------	--------

を  
」

児童自立支援心理司	入所児童の心理の相談及び判定並びに指導
管理栄養士	栄養指導業務

に改  
」

め、同表の諏訪湖健康学園の項及び信濃学園の項を削り、同表の技術専門校の項中

校長	校務の掌理及び所属職員の指揮監督
副校長（松本に限る。）	校長の職務遂行の補佐及び校務の整理

を  
」

校長	校務の掌理及び所属職員の指揮監督
----	------------------

に改  
」

め、同表の農業大学校の項中

農林技師	農業に関する技能的技術業務及びは場等の管理業務
給食技師	給食業務

を  
」

農林技師	農業に関する技能的技術業務及びは場等の管理業務
------	-------------------------

に改  
」

め、同表の農業試験場 果樹試験場 野菜花き試験場 畜産試験

野菜花き試験場支場	野菜花き試験場支場
-----------	-----------

を  
」

野菜花き試験場佐久支場	野菜花き試験場佐久支場
-------------	-------------

に改め、同表の会計センターの項中

会計審査幹	会計審査に関する専門的事務の総括掌理
-------	--------------------

を  
」

会計審査幹	会計審査に関する専門的事務の総括掌理
主任会計指導員	会計指導員としての職務及び会計指導員の事務の掌理
会計指導員	財務規則第288条第2項の規定により準用する同規則第282条第1項に規定する検査員の職務及び会計事務の指導

に改  
」

める。

別表第38の看護大学の項中

部長	部務の掌理及び所属職員の指揮監督
館長	館務の掌理及び所属職員の指揮監督

を  
」

館長	館務の掌理及び所属職員の指揮監督
----	------------------

に改  
」

める。

#### 附 則

(施行期日)

- この規則は、平成23年4月1日から施行する。  
(被服貸与規則の一部改正)
- 被服貸与規則（昭和39年長野県規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表の1の(27)の項中

白衣	2着	1年	
作業ズボン	2本	2年	
作業上衣	1着	2年	信濃学園において栄養技術の業務に従事する職員に限る。
白帽	2個	2年	

を  
」

白衣	2着	1年	
作業ズボン	2本	2年	

に改め、同1

の(28)の項を次のように改める。

(28)	看護業務に従事する職員	看護衣	2着	1年	
		予防衣	2着	1年	
		作業ズボン	1本	3年	
		看護ぐつ	2足	1年	
		くつ下	24足	1年	
		看護帽	1個	2年	
		手術衣	2着	2年	手術に従事する職員に限る。

(財務規則の一部改正)

- 財務規則（昭和42年長野県規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の4中「精神保健福祉センター 信濃学園」を「精神保健福祉センター」に、「女性相談センター 諏訪湖健康学園」を「女性相談センター」に改め、同表の7中「野菜花き試験場北信支場 畜産試験場」を「畜産試験場」に改める。

(特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

- 特殊勤務手当に関する規則（昭和44年長野県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号から第7号までを2号ずつ繰り上げ、第8号及び第9号を削り、第10号を第6号とし、第11号から第13号までを4号ずつ繰り上げ、同条第2項第1号中「第4号及び第13号」を「第2号及び第9号」に改め、同項第2号中「前項第2号、第3号、第5号から第7号まで、第9号、第11号及び第12号」を「前項第3号から第5号まで、第7号及び第8号」に改め、同項第3号中「前項第8号及び第10号」を「前項第6号」に改め、同条第3項を削る。

第7条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項第1号を削り、同項第2号中「前項第2号及び第4号から第8号まで」を「前項第1号及び第3号から第7号まで」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「前項第3号」を「前項第2号」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「前項第9号」を「前項第8号」に改め、同号を同項第3号とし、同項に次の1号を加える。

(4) 前項第9号の業務 200円

行政改革課

事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成23年3月31日

長野県知事 阿部 守一

### 長野県規則第16号

#### 事務処理規則の一部を改正する規則

事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

第9条第5項の表の危機管理部長の項の後に次のように加える。

健康福祉部長	課長が、	課長(医療政策監が主管する事務にあつては医療政策監、部長及び医療政策監がともに不在のときはあらかじめその事務について部長が指定する課長。以下の項において同じ。)が、
--------	------	--

別表第2の1中「、長野県諏訪湖健康学園」及び「、長野県信濃学園」を削り、「同支場」を「同佐久支場」に改め、同(1)中「予算執行」の次に「(長野県消防防災航空センター、長野県松本保健福祉事務所、長野県松本児童相談所、長野県波田学院、長野県中信労政事務所、長野県松本技術専門校、長野県若年者就業サポートセンター、長野県松本食肉衛生検査所、長野県松本消費生活センター、長野県計量検定所、長野県工業技術総合センター(環境・情報技術部門に限る。)、長野県松本空港管理事務所、長野県野菜花き試験場、長野県畜産試験場、長野県畜産試験場、長野県松本家畜保健衛生所、長野県水産試験場、長野県林業総合センター、長野県松本建設事務所、長野県安曇野建設事務所、長野県犀川砂防事務所、長野県体育センター、長野県塩尻志学館高等学校、長野県田川高等学校、長野県梓川高等学校、長野県松本工業高等学校、長野県松本県ヶ丘高等学校、長野県松本美須ヶ丘高等学校、長野県松本深志高等学校、長野県松本蟻ヶ崎高等学校、長野県松本筑摩高等学校、長野県明科高等学校、長野県豊科高等学校、長野県南安曇農業高等学校、長野県穗高商業高等学校、長野県松本盲学校、長野県松本ろう学校、長野県松本養護学校、長野県寿台養護学校及び長野県総合教育センターの物品の購入等に係る契約の相手方等の決定(松本地方事務所長に限る。)」を加え、同3の(1)のア中「、長野県中央児童相談所にあつては長野県精神保健福祉センター、長野県信濃学園にあつては長野県波田学院」を削り、「からエまで及び」を「及びウ並びに」に改め、同エを削り、同6の(1)を次のように改める。

#### (1) 財務に関する事項

- ア 地域農業改良普及センターの予算執行等並びに会計センターの予算執行等及び財産管理等
- イ 長野県消防防災航空センター、長野県松本保健福祉事務所、長野県松本児童相談所、長野県波田学院、長野県中信

労政事務所、長野県松本技術専門校、長野県若年者就業サポートセンター、長野県松本食肉衛生検査所、長野県松本消費生活センター、長野県計量検定所、長野県工業技術総合センター(環境・情報技術部門に限る。)、長野県松本空港管理事務所、長野県野菜花き試験場、長野県畜産試験場、長野県松本家畜保健衛生所、長野県水産試験場、長野県林業総合センター、長野県松本建設事務所、長野県安曇野建設事務所、長野県犀川砂防事務所、長野県体育センター、長野県塩尻志学館高等学校、長野県田川高等学校、長野県梓川高等学校、長野県松本工業高等学校、長野県松本県ヶ丘高等学校、長野県松本美須ヶ丘高等学校、長野県松本深志高等学校、長野県松本蟻ヶ崎高等学校、長野県松本筑摩高等学校、長野県明科高等学校、長野県豊科高等学校、長野県南安曇農業高等学校、長野県穗高商業高等学校、長野県松本盲学校、長野県松本ろう学校、長野県松本養護学校、長野県寿台養護学校及び長野県総合教育センターの物品の購入等に係る契約の相手方等の決定(松本地方事務所長に限る。)

別表第2の6の(1)のアの(才)中「第17条の12第1項」を「第17条の13第1項」に改め、同(カ)中「第17条の12第2項」を「第17条の13第2項」に改め、同(才)中「第17条の4第1項」を「第17条の5第1項」に改め、同(シ)中「第17条の5第1項」を「第17条の6第1項」に改め、同(ス)中「第17条の6第1項」を「第17条の7第1項」に改め、同(セ)中「第17条の7」を「第17条の8」に改め、同(リ)中「第17条の10」を「第17条の11」に改め、同(イ)中「又は第2項」を「から第3項まで」に改め、同(サ)中「第14条の2第3項」を「第14条の2第4項」に改め、同(レ)のアの(才)及び(カ)を次のように改める。

(イ) 第8条の2の2第1項の規定による一般廃棄物処理施設の定期検査

(カ) 第9条第3項(第9条の3第11項及び第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。)の規定による一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出の受理(第9条第3項(第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。)においては最終処分場及び焼却施設に係るものと除く。)

別表第2の6の(1)のアの(才)中「第9条の3第10項及び第15条の2の5第3項」を「第9条の3第11項及び第15条の2の6第3項」に改め、同(才)及び(カ)中「同条第8項」を「同条第9項」に改め、同(カ)中「第9条の3第7項」を「第9条の3第8項」に改め、同(リ)中「第9条の3第9項」を「第9条の3第10項」に改め、同(才)を同(イ)とし、同(セ)から(ト)までを同(才)から(カ)までとし、同(セ)中「第15条の2の6」を「第15条の2の7」に改め、同(カ)を同(ト)とし、同(ト)の前に次の事項を加える。

(セ) 第15条の2の2第1項の規定による産業廃棄物処理施設の定期検査

別表第2の6の(1)のアの(才)中「第15条の2の5第2項」を「第15条の2の6第2項」に改め、同(才)を同(セ)とし、同(カ)中「受理」の次に「(特別管理産業廃棄物の収集運搬業に係るものに限る。)」を加え、同(セ)を同(才)とし、同(ス)中「受理」の次に「(産業廃棄物の収集運搬業に係るものに限る。)」を加え、同(才)を同(セ)とし、同(セ)を同(才)とし、同(セ)の前に次の事項を加える。

(カ) 第12条第3項及び第4項の規定による産業廃棄物の保

## 管の届出の受理

(セ) 第12条の2第3項及び第4項の規定による特別管理産業廃棄物の保管の届出の受理

別表第2の6の(17)のアの(サ)中「受理」の次に「(最終処分場及び焼却施設に係るものを除く。)」を加え、同(サ)を同(シ)とし、同(コ)の次に次の事項を加える。

(ナ) 第9条の3第11項において準用する第9条第4項の規定による一般廃棄物最終処分場の埋立処分の終了の届出の受理

別表第2の6の(17)のイの(ウ)を同(イ)とし、同(イ)を同(ウ)とし、同(セ)を同(イ)とし、同(イ)の前に次の事項を加える。

(セ) 第8条の2の6(第8条の13の6において準用する場合を含む。)の規定による産業廃棄物の保管等の廃止届出書の受理

別表第2の6の(20)を削り、同(21)を同(20)とし、同(22)のカ中「食の安全・安心確保交付金交付要綱」を「消費・安全対策交付金交付要綱」に改め、同(22)に次の事項を加える。

サ 経営体育成交付金交付要綱(平成22年6月30日付け22農振第187号農政部長通知)の規定に基づく交付金の交付

シ 食料自給率向上・産地再生緊急対策交付金交付要綱(平成23年1月7日付け22農振第456号農政部長通知)の規定に基づく交付金の交付

別表第2の6の(22)を同(21)とし、同(23)を同(22)とし、同(24)中「農業委員会費補助金」を「農地制度実施円滑化事業費補助金」に改め、同(24)を同(23)とし、同(25)から(32)までを同(24)から(31)までとし、同(31)の次に次の事項を加える。

## (32) 鳥獣害防止対策に関する事項

ア 野生鳥獣被害総合対策事業補助金交付要綱(平成17年4月11日付け17農村第20号農政部長通知)の規定に基づく補助金の交付

イ 鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱(平成22年5月24日付け22農技第94号農政部長通知)の規定に基づく交付金の交付

別表第2の6の(33)を削り、同(34)を同(33)とし、同(33)の次に次の事項を加える。

## (34) 米穀等の流通監視に関する事項

ア 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号)第52条第1項の規定による報告の徴収並びに立入検査及び質問(同法第7条の3の規定の施行に関するものに限る。)

イ 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成21年法律第26号)第10条第1項の規定による報告の徴収並びに立入検査及び質問

別表第2の6の(35)を削り、同(36)を同(35)とし、同(37)を同(36)とし、同(38)のキを削り、同クを同キとし、同ケを同クとし、同(38)を同(37)とし、同(39)を削り、同(40)を同(38)とし、同(41)から(52)までを同(39)から(50)までとし、同(53)のエの(イ)中「の3」を「の4」に改め、同(53)を同(51)とし、同(54)から(66)までを同(52)から(64)までとし、同(67)中「の規定に基づく」を「及び県営産業団地への立地に係るものづくり産業応援成金交付要綱(平成22年3月29日付け21経第316号商工労働部長通知)の規定に基づく」に改め、同(67)を同(65)とし、同(68)を同(66)とし、同(69)を同(67)とし、同(70)のイの(ヤ)を同(イ)とし、同(モ)を同(ル)とし、同(メ)を同(リ)とし、同(ム)の次に次の事項を加える。

(メ) 第41条第2項の規定による確認

(モ) 第41条第3項の規定による認定

(ヤ) 第41条第4項において準用する第39条第6項の規定による確認及び認定

(イ) 第41条第4項において準用する第39条第9項の規定による届出の受理

(ヲ) 第41条第4項において準用する第40条の規定による認定の取消し

(ハ) 第42条の規定による報告の徴収

別表第2の6の(70)を同(68)とし、同(71)から(73)までを同(69)から(71)までとし、同(74)のア中「(ヨ)から(ル)」を「(イ)から(ル)」に改め、同(シ)を削り、同(ス)を同(シ)とし、同(セ)から(シ)までを同(ス)から(セ)までとし、同(ム)中「(マ)及び(ミ)」を「(ホ)及び(マ)」に改め、同(ム)を同(ミ)とし、同(メ)を同(ム)とし、同(モ)中「(メ)」を「(ム)」に改め、同(モ)を同(メ)とし、同(ヤ)を同(モ)とし、同(イ)中「(ヤ)」を「(モ)」に改め、同(イ)を同(ヤ)とし、同(ヨ)から(モ)までを同(ヨ)から(ロ)までとし、同キの(ヰ)中「第12条第5項」を「第12条第7項」に改め、同(74)を同(72)とし、同(75)から(82)までを同(73)から(80)までとし、同7の(5)中「健康診断予防接種事業補助金交付要綱(昭和34年長野県告示第537号)」を「結核健康診断事業補助金交付要綱(平成23年3月17日付け22健長第825号健康福祉部長通知)」に改め、同39の(19)のエの(イ)を同(メ)とし、同(メ)の次に次の事項を加える。

## (イ) 第21条の2の規定による発生汚泥等の処理

別表第2の46の(1)中「要する契約」の次に「並びに長野県体育センター、長野県塩尻志学館高等学校、長野県田川高等学校、長野県梓川高等学校、長野県松本工業高等学校、長野県松本県ヶ丘高等学校、長野県松本美須ヶ丘高等学校、長野県松本深志高等学校、長野県松本蟻ヶ崎高等学校、長野県松本筑摩高等学校、長野県明科高等学校、長野県農科高等学校、長野県南安曇農業高等学校、長野県穂高商業高等学校、長野県松本盲学校、長野県松本ろう学校、長野県松本養護学校、長野県寿台養護学校及び長野県総合教育センターの物品の購入等に係る契約の相手方等の決定」を加え、同(8)のイ及び同48の(8)中「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律」を「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律」に改める。

別表第3の2中「同(17)のアの(フ)及び(ツ)」を「同(17)のアの(フ)及び(ニ)」に、「同(27)、同(35)、同(36)のアの(イ)」を「同(26)、同(34)、同(35)のアの(イ)」に、「同(37)、同(43)のア、同(45)のシ」を「同(36)、同(41)のア、同(43)のシ」に、「同(52)のイの(ウ)、同(53)のア」を「同(50)のイの(ウ)、同(51)のア」に、「同(61)のイ」を「同(59)のイ」に、「同(62)、同(65)のカ」を「同(60)、同(63)のカ」に、「同(66)のイの(イ)」を「同(64)のイの(イ)」に、「同(70)のアの(7)」を「同(68)のアの(7)」に、「及び(ム)、同(71)のアの(ウ)」を「(ム)及び(ラ)、同(69)のアの(ウ)」に、「同(72)のアの(ニ)」を「同(70)のアの(ニ)」に、「同(74)のアの(メ)及び(セ)」を「同(72)のアの(メ)及び(ス)」に、「同(76)のアの(7)」を「同(74)のアの(7)」に、「同(79)のキ」を「同(77)のキ」に改める。

別表第6の1の(3)中「の規定」を「又は第9号の規定」に改め、同4の(7)中「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律」を「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律」に改める。

別表第9の1の(1)のエの(イ)中「の規定」を「又は第9号の規定」に改め、同2の(5)のアの(シ)中「第15条の2の4」を「第15条の2の5」に改め、同(ス)中「第15条の2の5第1項」を「第15条の2

の6第1項」に改め、同イの(7)中「第12条の7の7第4項」を「第12条の7の17第4項」に改め、同(イ)中「第12条の7の7第5項」を「第12条の7の17第5項」に改め、同(8)のイ中「昭和45年政令第277号」を「昭和28年政令第173号」に改める。

別表第11の7中「及び長野県信濃学園長」を削り、「長野県諏訪湖健康学園長」を削り、「長野県野菜花き試験場支場長」を「長野県野菜花き試験場佐久支場長」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

行政改革課

長野県母子家庭児童の身元保証に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成23年3月31日

長野県知事 阿部 守一

#### 長野県規則第17号

長野県母子家庭児童の身元保証に関する条例施行規則の一部を改正する規則

長野県母子家庭児童の身元保証に関する条例施行規則(昭和31年長野県規則第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「飯山市」を「中野市」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

こども・家庭課

県営住宅等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成23年3月31日

長野県知事 阿部 守一

#### 長野県規則第18号

県営住宅等の管理に関する規則の一部を改正する規則

県営住宅等の管理に関する規則(昭和44年長野県規則第30号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1中「泉水団地 旭団地」を「旭団地」に、

御供団地	下伊那郡阿南町
豊丘団地	下伊那郡豊丘村

を

豊丘団地	下伊那郡豊丘村
------	---------

に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の1の改正規定中

御供団地	下伊那郡阿南町
豊丘団地	下伊那郡豊丘村

を

豊丘団地	下伊那郡豊丘村
------	---------

に改める部分は、平成

23年4月1日から施行する。

住宅課

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成23年3月31日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

#### 長野県人事委員会規則第8号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第1条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和39年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「総務参事」を「総務参事 医療政策監」に、

「飯田保健福祉事務所長  
看護大学長」を

「伊那保健福祉事務所長 飯田保健福祉事務所長  
松本保健福祉事務所長  
看護大学長  
福祉大学校長」に、

「運転免許本部長」を「県立長野図書館長  
運転免許本部長」に改める。

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第2条 管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年長野県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の項中「会計管理者」を「医療政策監会計管理者」に、

「諏訪湖健康学園  
男女共同参画センター  
信濃学園」園長 所長 園長 を

「男女共同参画センター 所長」に改める。

(職員の給与に関する規則の一部改正)

第3条 職員の給与に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1の医療職給料表(2)の項中

「2 信濃学園  
3 県立総合リハビリテーションセンター」を

「2 県立総合リハビリテーションセンター」に、「4」を

「3」に、「5」を「4」に、「6」を「5」に、「7」を「6」に、「8」を「7」に、「9」を「8」に改め、同表の医療職給料

表(3)の項中「3 信濃学園  
4 県立総合リハビリテーションセンター」に

を「3 県立総合リハビリテーションセンター」に、「5」を「4」に、「6」を「5」に、「7」を「6」に、「8」を「7」に、「9」を「8」に改める。

(給料の調整額に関する規則の一部改正)

第4条 給料の調整額に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1の信濃学園の項及び西駒郷地域生活支援センターの項を削り、同表の食肉衛生検査所の項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は食鳥検査」を削る。

別表第2の中

12	144 36	を	9	108 36	に改める。
9	108 36				

(給料の特別調整額に関する規則の一部改正)

第5条 給料の特別調整額に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1のアの知事の事務部局の項中「総務参事」を

「総務参事 医療政策監」に、「飯田保健福祉事務所長」

を「伊那保健福祉事務所長 飯田保健福祉事務所長 松本保健福祉事務所長 福祉大学校長」に、

「福祉大学校長 児童相談所長」を「児童相談所長」に、

「諏訪湖健康学園長 男女共同参画センター所長 信濃学園長」を

「男女共同参画センター所長」に、「飯田保健福祉事務所長

以外」を「伊那保健福祉事務所長、飯田保健福祉事務所長及び松本保健福祉事務所長以外」に、

「保健医監」を「保健医監 こども安全推進医監」に改

め、「及び更生相談室長」を削り、

「工科短期大学校の副校長及び事務局長 松本技術専門校副校長」を

「工科短期大学校の副校長及び事務局長」に、

「公衆衛生専門学校教頭 須坂看護専門学校副校長」を

「公衆衛生専門学校教頭」に改め、「及び北信支場の部長」

を削り、同アの教育委員会の事務局及び教育機関の項中

「総合教育センター所長」を「総合教育センター所長 県立長野図書館長」

に、「県立長野図書館長 歴史館副館長」を「歴史館副館長」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第4条中給料の調整額に関する規則別表第1の西駒郷地域生活支援センターの項を削る改正規定及び同表の食肉衛生検査所の項の改正規定は、公布の日から施行する。

人事委員会事務局



### 長野県訓令第3号

本庁内部部局  
現地機関

長野県組織規則に定める本庁内部部局又は現地機関における兼務に関する規程(平成20年長野県訓令第12号)の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から施行します。

平成23年3月31日

長野県知事 阿部守一

本則の1の表の1の項中「企画貿易係長」を「企画経理係長」に改め、同表の3の項中「NPO活動推進室」を「県民協働・NPO課」に、「企画貿易係長」を「企画経理係長」に改め、同表の5の項中「NPO活動推進室」を「県民協働・NPO課」に、

「商工労働部 労働雇用課 勤労者支援係長」を

「商工労働部 労働雇用課 勤労者支援係長 観光部 国際課 多文化共生係長」に改める。

人事課

### 長野県訓令第4号

本庁内部部局  
会計局  
現地機関  
教育機関  
警察署

財務規則第2条に定める所の出納員の任免(昭和39年長野県訓令第28号)の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から施行します。

平成23年3月31日

長野県知事 阿部守一

本則の1中「福祉大学校事務長」を「福祉大学校事務長 精神保